

## 27年度全国中学生 人権作文コンテスト 東京都大会奨励賞 父が気付かせてくれたこと 中山 碧乃さん (四谷中学校3年)

あなたは「トムとジェリー」というアニメーション作品を見たことがありますか。このアニメは私が小さい頃大好きだった作品のひとつです。また、初めて人権について考えさせられたものでもあります。

私がまだ小学生だったある日、「トムとジェリー」を見ていた私に、父が質問しました。「なんでこのお手伝いさんのおばさんは、首から上が映ってないんだと思う？」

私はこの質問に答えることができませんでした。父から聞かれるまで、その人のことを気にもとめていなかったからです。ただ考え込んでしまった私に、父は質問の答えを教えてくださいました。

「黒人だからだよ。このアニメが作られていた時代は、黒人への差別があったんだ。」

私は息を呑みました。昔に黒人への差別があったことは知っていたけれど、もっともっと昔のことだと思っていたからです。一部の人がしていたことだと思っていたのに、こんな子供が見るようなアニメにまで人種差別的な風潮が浸透していたなんて、そのとき私は、差別社会の層の広さ、そして恐ろしさを初めて感じ、身の毛がよだちました。その感覚は今でも鮮明に覚えています。

今では、「トムとジェリー」で

はその使用人のおばさんに対する人種差別が見直され、白人のキャラクターに描き変えられたそうです。また、「トムとジェリー」以外にも、人種差別と思われる内容を含む本などは絶版になっています。ですが、それが差別問題の根本的な解決になっているのでしょうか。

私は、そうはならないと思います。本を絶版にすることが悪い、という風には思いません。ですが、「人種差別があった」という悲しい過去をなかつたことにしているだけのように思えるのです。

人種差別という残酷な過去は消えたとしても、これからまた起こってしまうかもしれないという「未来」の可能性は消える訳ではありません。では今度は、どうすればその可能性を低くすることができるのか。

私は、私たちのようなこれらの未来を担う若者が、先人のつくってしまった残酷な歴史を知ることが大事だと思います。これまで、人種差別的描写のあるものをなくすことでの過去があったという事実は薄れてきました。そして今では昔あったような差別の恐ろしさを知っている若者も少なくなっています。今の若者は、社会の教科書の中の数行でしか差別のあった過去を知ることができないからです。現に私は父からの問いかけが無ければ、「このように深く考えること」はありません。

若者がその歴史を深く知るために必要なもの。それは、ただひた隠しにするのではなく二度と起してはいけないということを実際に起きてしまった悲惨な歴史とともに若者に学ばせる社会だと思います。

もし、今の世の中が続いたとしたら。これから生まれてくる次世代の子供たちは、私たちよりもっと「人種差別」というものを知る機会が減ってゆくのではないかと思います。そうすれば、差別の残酷さを知らない若者たちが、それが差別だと分らないで過ちを繰り返してしまふ可能性は否定できません。

また、社会をつくっていく他にも、ひとりひとりが学ぼうとする意志を持つことが重要だと思います。国からの、大人からの教育のせいだけにせず、自分で考える。そして将来自分の子供にも、差別について考えさせるような機会、環境を与える。そして「考える」ことを循環させることが、差別のない未来をつくるべく大切なことなのではないでしょうか。

父が私に教えてくれたこと、そして「人権」というものについての作文を書く機会に恵まれたこと。私は、この二つにとても感謝をしています。どちらか片方でもかけていたら、今「人種差別」について改めて考えることはありませんでした。「人権」や「人種差別」と聞くと小難しく思う人もいますが、もしそれが「人種差別」と聞くと小難しく思わないで、差別というものの考え方は大きく変わっていきます。なので、差別というものを自分たちには程遠いものだと感じている人には、そのひとつひとつに目を向けて、平等な社会を継続するにはどうすれば良いか考えてほしいです。また私自身も、今回の経験を忘れずに、先人たちの過ちを未来に活かす努力をしていきたいです。



### 歳末・地域たすけあい運動 募金にご協力を

●12月1日(火)から始まります  
募金は、地域住民主体の福祉活動、ボランティア等の活動を支援するほか、在宅重度障害児・障害者、交通遺児、自死遺児、乳児院入所の乳幼児、女性保護施設入所者へのお見舞金品にも活用します。

【募金受付期間】12月1日(火)～28日(月)

【募金窓口】区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)・特別出張所・区地域福祉課(本庁舎1階)  
【問合せ】区社会福祉協議会 ☎(5273)2941へ。

### 角善地域センターまつり

【日時】12月6日(日)午前10時～午後3時  
【内容】西新宿子ども園・西新宿児童館・地域センター登録団体等による歌やダンスのステージ、模擬店、お茶席、紙芝居ほか  
【会場・問合せ】角善地域センター

1(西新宿4-33-7) ☎(3377)1373へ。  
●会場に行政相談所を開設  
まつりの開催中、同センターで、行政相談員が無料で相談に応じます(予約不要)。

【問合せ】広聴担当課広聴係(本庁舎3階) ☎(5273)4065へ。

### 起業家セミナー

●クラウドファンディングの「これまで」と「今後」  
【日時】12月19日(土)午後2時～5時

【対象】これから起業・独立を目指す方、起業・独立後に新しい知見を得たい方、24名  
【内容】インターネットで資金の出資や協力を募る「クラウドファンディング」の機能・効果と活用の際の注意点、成功事例の紹介ほか(講師は(株)サイバーエージェント)  
【費用】千円(資料代等)

【会場 申込み】電話かファックス・電子メール(7面記載例のほか、現在の仕事内容を記入)で、高田馬場創業支援センター(高

田馬場1-32-10) ☎(3205)3031・FAX(3205)1007・E:incub@shinjuku-center.jpへ。先着順。

●地域活動などの際にご利用を自治総合センター(宝くじ)の助成を受け、新たに地域貸出物品を購入しました。

貸し出しは無料ですが、物品は各自で運搬してください。館内のみで貸し出すもの、特定の部屋から移動できないものがあります。詳しくは、各地域センターにお問い合わせください。

【貸出場所・27年度購入物品】  
▼四谷：DLPプロジェクター、ワイヤレスマイク、プロジェクター、▼牛込：かき水機、綿菓子機、デジタルピンゴマシン、▼榎町：かき水機、ポップコーン機、▼若松：多目的パネル、パネル用ポール、▼大久保：ワンタッチテント、かき水機、台車、▼戸塚：ポップコーン機、綿菓子機、▼落合第一：もち米蒸しセ

ット(万能ガス調理器、和せい

ろ、木蓋)、ストライクトレーナー、かき水機、公式輪投げセット、▼落合第二：ワイヤレスマイク、扇風機、かき水機、▼柏木：ポップコーン機、公式輪投げセット、プロジェクター、▼角善：臼、杵、蒸し器用セイロ(蓋、竹すだれあり)、平台車・プラダンコンテナ(蒸し器、かき水機専用)  
※右記のほか、26年度までに整備した貸し出し物品もあります。

【問合せ】生涯学習コミュニケーション課生涯学習コミュニケーション係(本庁舎1階) ☎(5273)4127へ。

●不要な家具・電化製品等の不法投棄や、置き看板・商品・のぼり旗の道路への掲出などの不正行為は、まちの美観を損ねるだけでなく、歩行者や車両の通行の妨げとなり、交通事故の原因になります。

一人一人がルールを守り、美しく歩きやすい道路をつくりましょう。

【問合せ】交通対策課監察指導係(本庁舎7階) ☎(5273)3847へ。

## 平成27年 第4回区議会定例会

期日	開会時間	会議・委員会の名称
11月26日(木)	午前10時	本会議(代表質問)
11月27日(金)	午前10時	本会議(代表質問・一般質問)
11月30日(月)・12月1日(火)	午前10時	常任委員会(総務区民、福祉健康、環境建設、文教子ども家庭)
12月2日(水)	午前10時	特別委員会(防災等安全対策、自治・議会・行財政改革等)
12月3日(木)	午前10時	特別委員会(オリンピック・パラリンピック・文化観光等)
12月7日(月)	午後2時	本会議(議案、意見書・決議等の採決)

◎本会議・委員会は傍聴できます。手話通訳者または要約筆記者の配置もできます。本会議の様子は区議会ホームページ(<http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index08.html>)でご覧いただけます。日程は変更になることがあります。詳しくは、お問い合わせください。  
【問合せ】区議会事務局調査管理係(本庁舎5階) ☎(5273)3534・FAX(3209)9995へ。

### 提出議案

区長が提出した議案は次のとおりです(提出議案を追加する場合もあります)。  
【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505・FAX(3209)9947へ。

- ◆予算案1件
  - ◎平成27年度補正予算
  - 平成27年度新宿区一般会計補正予算(第6号)
- ◆条例案17件
  - ◎新設の条例
    - 新宿区行政不服審査会条例
    - 新宿区職員の退職管理に関する条例
  - ◎一部改正の条例
    - 新宿区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
    - 新宿区情報公開条例の一部を改正する条例
    - 新宿区個人情報保護条例の一部を改正する条例
    - 災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例
    - 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
    - 新宿区議会等の求めにより出頭
- した者等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
  - 新宿区副区長の定数を定める条例の一部を改正する条例
  - 新宿区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
  - 新宿区組織条例の一部を改正する条例
  - 新宿区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
  - 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
  - 新宿区特別区税条例等の一部を改正する条例
  - 新宿区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
  - 新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
  - 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- ◆その他19件
  - 町の区域の変更について
  - 特別区道の路線の廃止について
  - 公の施設の指定管理者の指定について(17件)